

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき「市の関連施設に設置された自動体外式除細動器の設置及び管理の状況等について」の行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和2年10月6日から令和3年2月16日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和3年2月17日

3 監査のテーマ

市の関連施設に設置された自動体外式除細動器(以下「AED¹」という。)の設置及び管理の状況等について

4 監査の目的

AEDは心停止状態になった者の心臓に電気ショックを与えて正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器で救命率や社会復帰率の向上に効果があるとされ、平成16年7月からは医師並びに看護師及び救急救命士以外の一般市民にも使用が認められるようになった。

以後、AEDは全国的に普及し、令和2年10月1日現在、市の関連施設には354か所、388台が設置され、近隣で事故等が発生したときに使用できるものとして、相模原市自動体外式除細動器(AED)使用可能施設登録制度(以下「AED登録制度」という。)に登録している民間施設等のAEDは、令和2年4月1日現在、408か所、502台²となっている。

一方、AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与える医療機器である。

こうしたことから、市の関連施設において、医療機器であるAEDの設置及び管理の状況が適切か、設置施設の職員はAEDを含む心肺蘇生の講習を受講して

¹ Automated External Defibrillator の略。

² 年報 相模原市の消防2020(令和2年8月相模原市消防局)

いるか、市民に対するA E Dの普及・啓発活動が実施されているか等を検証し、緊急時にA E Dが適切に使用できる環境が整備され、利用者等の安全・安心が確保されることを目的として行政監査を実施する。

5 監査の対象

調査対象としたA E Dを所管する課等(以下「所管課等」という。)、施設数及び設置台数は、次のとおりである。

表1 所管課等、施設数及び設置台数一覧(令和2年10月1日現在)

	所管課等		施設数	台数	
1	市長公室	シビックプライド推進部	観光・シティプロモーション課	3	3
2	総務局		総務法制課	2	2
3			職員厚生課	1	1
4	財政局	財政部	管財課	2	3
5	市民局		斎場準備室	1	1
6			市民協働推進課	3	5
7			人権・男女共同参画課	1	1
8			文化振興課	5	8
9	健康福祉局	地域包括ケア推進部	高齢・障害者福祉課	15	15
10			相模湖保健福祉課	1	1
11		生活福祉部	南生活支援課	1	1
12		保健衛生部	地域保健課	1	2
13			医療政策課	7	7
14			衛生研究所	1	1
15	こども・若者未来局		こども・若者支援課	47	47
16			青少年学習センター	1	1
17			保育課	28	29
18			児童相談所総務課	1	2
19			陽光園	1	1
20	環境経済局	経済部	産業・雇用政策課	2	2
21			津久井地域経済課	2	2
22		環境共生部	水みどり環境課	1	1
23			公園課	10	10
24			津久井地域環境課	2	2
25		資源循環部	資源循環推進課	2	2
26			北清掃工場	1	1
27			津久井クリーンセンター	1	1

28	都市建設局	まちづくり事業部	都市整備課	6	6	
29		下水道部	下水道保全課	1	1	
30	緑区役所		区政策課	5	6	
31			城山まちづくりセンター	1	1	
32			津久井まちづくりセンター	10	10	
33			相模湖まちづくりセンター	2	2	
34			藤野まちづくりセンター	3	3	
35	南区役所		区政策課	1	1	
36	教育局	教育環境部	学校保健課	106	107	
37		学校教育部	相模川自然の村野外体験教室	1	1	
38			ふるさと自然体験教室	1	1	
39		生涯学習部	生涯学習課	28	28	
40			生涯学習センター	1	1	
41			文化財保護課	2	2	
42			スポーツ課	15	18	
43			図書館	2	2	
44			相模大野図書館	1	1	
45			橋本図書館	1	1	
46		博物館	3	3		
47		消防局		救急課	21	41
合計				354	388	

注1 30の設置台数には、令和2年7月に撤去した2台を含む。

注2 設置施設の一覧は、巻末資料1のとおり。

6 監査の対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

7 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり着眼点を設定した。

表2 主なリスク及び着眼点

リスク	主な着眼点
(1) A E Dの設置が適切に行われないリスク	ア A E Dの設置場所及び設置表示は適切か。 イ A E Dの日常点検は適切に行われているか。

<p>(2) A E D の管理が適切に行われないうリスク</p> <p>(3) A E D の操作が適切に行われないうリスク</p>	<p>ウ A E D 本体及び消耗品の更新は適切に行われているか。</p> <p>エ 設置施設の職員が普通救命講習等を受講するなど A E D を適切に操作できる体制が整備されているか。</p> <p>オ 市民に対する A E D の普及・啓発活動が適切に実施されているか。</p>
---	---

8 主な監査手続

監査基準第 1 4 条及び第 1 5 条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 調査票による事前調査

A E D を設置している施設の所管課等に対し調査票(巻末資料 2、3)の作成を依頼し、市の関連施設における A E D の設置や管理の状況等に関する調査を実施した。また、調査票による事前調査(以下「書面調査」という。)の補足は聞き取りにて実施した。

なお、書面調査においては、学校保健課が一括して A E D を調達している学校(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)と学校以外の施設(学校以外の市の関連施設をいう。以下同じ。)とに分けて調査を実施した。

(2) 実地調査

書面調査の内容を踏まえ、「市の関連施設にある A E D 一覧³」の分類から各 1 ~ 2 施設を抽出し、次の施設に対して実地調査を実施した。

表 3 実地調査の対象施設及び所管課等

	施設名	所管課等
1	消防指令センター	救急課
2	橋本こどもセンター	こども・若者支援課
3	旭児童クラブ	こども・若者支援課
4	緑区合同庁舎	緑区役所区政策課
5	鳥居原ふれあいの館	津久井地域経済課
6	鳥屋小学校	学校保健課

³ 市ホームページに「市の関連施設にある A E D 一覧」として、市役所・出張所、公民館・地域センター、消防署、文化施設、保健・福祉施設、運動施設、公園、レジャー・宿泊施設、小学校、中学校、保育園・幼稚園、児童館、こどもセンター、児童クラブ、その他の公共施設の分類がされている。

7	藤野総合事務所	藤野まちづくりセンター
8	北相中学校	学校保健課
9	高齢者能力活用施設	高齢・障害者福祉課
10	光が丘児童館	こども・若者支援課
11	相模原麻溝公園	公園課
12	相模原麻溝公園(スポーツ広場)	スポーツ課
13	相模原ギオンスポーツスクエア	スポーツ課
14	相模原ギオンスタジアム	スポーツ課
15	相模原ギオンフィールド	スポーツ課
16	相武台中学校	学校保健課
17	峰山霊園	公園課
18	相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら	水みどり環境課
19	田名公民館	生涯学習課
20	田名保育園	保育課
21	清新小学校	学校保健課
22	清新デイサービスセンター	高齢・障害者福祉課

注 順番は訪問順となっている。

実地調査では、施設に設置されているAEDの賃貸借契約書等の内容、日常点検及び点検記録簿の有無、消耗品等のラベル表示の有無、設置場所及び設置表示等が適切になされているかを確認した。

(3) ヒアリング

書面調査及び実地調査の結果を踏まえ、緑区役所区政策課及び救急課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

9 AEDの概要

(1) AEDとは

令和元年中に救急搬送された心原性心肺機能停止傷病者数は全国で約7.9万人⁴であり、計算すると1日当たり216人、約7分に1人の割合となる。突然の心停止は、心室細動が原因となることが少なくない⁵。心室細動になると心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなる⁶。脳は、心臓が止まると15

⁴ 総務省消防庁「令和2年版救急・救助の現況」<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-2.html>

⁵ 一般財団法人救急振興財団「応急手当講習テキスト 救急車が来るまでに」改訂5版(ガイドライン2015対応)

⁶ 公益財団法人日本AED財団ホームページ「AEDの知識」<https://aed-zaidan.jp/knowledge/index.html>

秒以内に意識がなくなり、3～4分以上そのままの状態が続くと回復することが困難となる⁵。この場合には、速やかに心臓に電気ショックを与え、心臓の震えを取り除く「除細動」を実施する必要がある⁵、AEDとは、この電気ショックを行うための機器である。

(2) 使用方法⁵

AEDは、内蔵のコンピューターが自動的に心室細動か否かを判断し、電気ショックが必要かを決定の上、音声メッセージで使用者に操作方法を指示してくれるため、一般市民でも簡単に確実に操作することが可能である。

救命処置の手順としては、倒れている人を発見したら、周囲の安全を確認してから近づく、呼びかけにより反応(意識)を確認する、傷病者に反応がなければ、大声で応援を呼び119番通報及びAEDの手配を依頼する(協力者が誰もいない場合は、発見者が119番通報をし、近くにAEDがあることが分かっている場合には取りに行く)、119番に通報すると、通信指令員が呼吸の確認等の手順を指導してくれるなどとされている。

AEDの使用手順としては、AEDを傷病者の近くに置く、AEDの電源を入れる、傷病者の胸に電極パッドを貼る、AEDが心電図を解析し、電気ショックが必要な場合は自動的に充電する、充電完了後、音声メッセージの指示に従い放電ボタンを押すなどとされている。

(3) 効果⁴

令和元年における119番通報をしてから救急車が到着するまでの平均所要時間は8.7分であるが、それまでに一般市民による応急手当が適切に実施されれば、より高い救命効果が期待できる。

令和元年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者のうち、一般市民により除細動が実施された者と、実施されなかった者を比較すると、1か月後生存率は約4.5倍、1か月後社会復帰率は約6.6倍となっており、迅速なAEDの使用は、生存率や社会復帰率に大きく影響している。

10 国からの関係通知等

A E Dの設置及び管理等については、厚生労働省から通知が発出されている。主な通知は次のとおりである。

- (1) 非医療従事者による自動体外式除細動器(A E D)の使用について(平成16年7月1日付け厚生労働省医政局長通知。平成25年9月27日最終改正。以下「非医療従事者によるA E Dの使用について(厚労省通知)」という。)
- (2) 自動体外式除細動器(A E D)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)(平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長・同医薬食品局長通知。以下「A E Dの適切な管理等の実施について(厚労省通知)」という。)
- (3) 自動体外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)(平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知)
当該通知別添の一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるA E D使用のあり方特別委員会」において取りまとめられた「A E Dの適正配置に関するガイドライン(平成25年9月9日(平成30年12月25日補訂))」を、以下「ガイドライン」という。
- (4) 自動体外式除細動器(A E D)設置登録情報の有効活用等について(平成27年8月25日付け厚生労働省医政局長通知。以下「A E D設置登録情報の有効活用等について(厚労省通知)」という。)

11 調査結果

(1) A E Dの設置等の状況

ア 設置状況

ガイドラインには、A E Dの効果的・効率的設置に当たり、人が多く、ハイリスクな人が多いなど心停止の発生頻度が高い場所、球技やマラソンなど心停止のリスクがあるイベントが行われる場所、人が多く救助の手がある場所又は視界が良く心停止を目撃される可能性が高い場所、旅客機、遠隔地、島しょ部、山間など救急隊到着までに時間を要する場所であることなどが考慮すべき事例として記載されている。また、A E Dの設置が推奨される施設の例として、管理事務所を伴うグラウンドや球場などのスポーツ関連施設、観光施設、比較的規模の大きな公共施設、高齢者のための介護・福

社施設、学校等を挙げている。

本市の関連施設においては、ガイドラインで設置が推奨されている市役所の庁舎や公民館、児童館、学校、公園、球場、高齢者のための福祉施設など、354施設(巻末資料1のとおり)388台が設置されている。

イ 稼働状況

過去5年間における市の関連施設に設置されたAEDの稼働状況は、表4のとおりである。

表4 AEDの稼働状況

年・月	設置場所	使用場所	AED使用者
平成28年8月	老人福祉センター-湊松園	施設内	施設職員
平成29年5月	相模原ギオンアリーナ	施設内	施設職員
平成29年8月	上鶴間小学校	施設外	店舗従業員
平成30年4月	相模原ギオンアリーナ	施設内	施設職員
平成30年6月	東林小学校	施設内	医療従事者
平成31年4月	市民健康文化センター	施設内	施設職員
令和2年4月	あじさい会館	施設内	医療従事者

【救急課から提供された資料に基づき監査委員事務局作成】

過去5年間において、本市の関連施設に設置されたAEDが使用された実績は7件である。使用場所は施設内が6件、施設外が1件で、AED使用者は施設職員が4件、医療従事者が2件、店舗従業員が1件(施設外1件分)であった。

ウ 調達方法

調達方法に係る書面調査の結果は、表5のとおりである。

表5 調達方法

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
リース契約	266	(95%)	107	(100%)	373	(96%)
購入	14	(5%)	0	(0%)	14	(4%)
その他	1	(0%)	0	(0%)	1	(0%)
合計	281	(100%)	107	(100%)	388	(100%)

(ア) 学校以外の施設

調達方法については、リース契約によるものが全体の約95パーセントを占めており、購入によるものは5パーセントとなっていた。その他は、清涼飲料水等の自動販売機に付帯したものであった。

本市の公共施設へAEDの導入が開始された平成16年度当時においては、購入による調達が一般的であったが、現在では経費面や維持管理面で設置者の負担が比較的少ないリース契約による調達が主流となっている。

なお、購入による調達、リースによる調達のどちらにも、事業者が本体及び消耗品の耐用期間を把握し、電子メール等で交換時期を設置者へ通知するサービスを提供している場合があることを確認した。

(イ) 学校

学校に設置されたAEDについては、107台全てがリース契約により調達され、学校保健課が一括して契約事務を執り行っている。

その契約内容は、AED本体と消耗品(バッテリー及び電極パッド)、収納ケース、救急セット、設置表示ステッカー等のリース及び消耗品交換を行うことを定めたものとなっている。

エ AEDの配置場所

ガイドラインでは、施設内でのAED配置に当たっては、心停止から5分以内に電気ショックが可能で、分かりやすく、誰もがアクセスでき、心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くで、壊れにくく管理しやすい環境への配置となるよう考慮すべき旨が示されている。

施設内でのAEDの配置場所に係る書面調査の結果は、表6及び表7のとおりである。

表6 配置場所(学校以外の施設)

配置場所	台数	(構成比)
施設事務室内	152	(54%)
施設内の共用スペース	90	(32%)
その他	38	(14%)
敷地内の施設屋外	1	(0%)
合計	281	(100%)

表7 配置場所(学校)

配置場所	台数	(構成比)
職員玄関外	65	(61%)
体育館玄関外	20	(19%)
昇降口外	7	(7%)
保健室外	5	(5%)
事務室外	2	(2%)
学校開放用玄関外	2	(2%)

支援教室外	2	(2%)
木工室、技術室外	2	(2%)
P T A 会議室外	1	(0%)
プール入口	1	(0%)
合計	107	(100%)

(ア) 学校以外の施設

A E D 設置施設における機器の配置状況について調査したところ、施設事務室内が 1 5 2 台(54%)、施設内の共用スペースが 9 0 台(32%)などとなっていた。市庁舎、スポーツ施設、文化施設など比較的規模が大きく不特定多数の者の出入りが想定される施設においては共用スペースへの配置が多く見られるのに対し、公民館、こどもセンターなど比較的規模が小さい施設においては事務室内への配置が多い傾向が見られた。施設内に心停止者が発生した際に、施設職員のみならずその場に居合わせた者の A E D 使用が想定される場合には共用スペースに、誤用やいたづらを防止する観点から施設利用者の手の届く範囲に機器を配置せず、施設職員に限定した A E D の運用が想定される場合には事務室に配置されるなど、施設の特性に応じた配置が行われている。

【 A E D 配置の事例(学校以外の施設) 】



事務室内(田名公民館)



1 階ロビー(市役所本庁舎本館)

その他の主なものとしては、消防分署等において消防車に搭載しているものが 2 0 台、屋外設置は道保川公園の 1 台であった。

(イ) 学校

学校(106校)に設置されているAEDについては、その全てが職員玄関外や体育館玄関外等の施設屋外に配置されている。屋外に配置された背景については、平成29年5月に日直代行員制度が廃止となり、休日・夜間の学校施設利用において心停止者が発生した際に校舎内のAEDが使用できなくなることから全校一律に屋外配置へ変更したとのことで、移設に当たっては風雨等の影響を考慮し、壁面取付型又は据置き型の収納ボックスに機器を格納の上配置されている。

配置場所は職員玄関外が最も多く65台で、次いで体育館玄関外の20台であった。

【AED配置の事例(学校)】



職員玄関外(北相中学校)



体育館玄関外(清新小学校)

(2) AEDの管理状況

ア 日常点検

日常点検については、AEDの適切な管理等の実施について(厚労省通知)の別紙「AEDの設置者等が行うべき事項について」において、AEDの設置者(AEDの設置・管理について責任を有するもの。施設の管理者等。)は、設置したAEDの「点検担当者」を配置し、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録する日常点検を実施させるよう示されている。

(ア) 日常点検の実施状況

日常点検実施の有無及び頻度に係る書面調査の結果は、表8及び表9のとおりである。

表 8 点検の実施

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
実施している	251	(89%)	73	(68%)	324	(84%)
実施していない	30	(11%)	34	(32%)	64	(16%)
合計	281	(100%)	107	(100%)	388	(100%)

日常点検については、「実施している」との回答が学校以外の施設で 89 パーセント、学校で 68 パーセントであった。

日常点検を実施していないと回答した施設にその理由を確認したところ、「機器本体の自己診断機能があるため」と回答した施設が多く見られた。しかしながら、AED が有する自己診断機能とは機器本体が定期的に行う自動診断のことを言い、インジケータランプの色や音声などで示されるこの診断結果を日常的に点検し記録することが AED の点検担当者には求められるものと解される。

表 9 点検頻度

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
毎日	207	(83%)	15	(20%)	222	(69%)
週 1 回	5	(2%)	8	(11%)	13	(4%)
月 1 回	11	(4%)	10	(14%)	21	(6%)
年 1 回	7	(3%)	8	(11%)	15	(5%)
不定期	20	(8%)	32	(44%)	52	(16%)
その他	1	(0%)	0	(0%)	1	(0%)
合計	251	(100%)	73	(100%)	324	(100%)

点検頻度については、「毎日」との回答は学校以外の施設で 83 パーセント、学校で 20 パーセントとなっており、学校の回答では「不定期」の 44 パーセントが最も多かった。

(イ) 点検記録

AED の適切な管理等の実施について(厚労省通知)に付された「AED の適切な管理等の実施に係る Q & A」(以下「Q & A」という。)によれば、点検記録については特に定められた様式はなく、日常点検の結果として、インジケータランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する(例えば、丸印を付けるなど)のみで十分とされている。

点検結果の記録に係る書面調査の結果は、表 1 0 のとおりである。

表 1 0 点検結果の記録

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
点検ごとに記録している	101	(40%)	22	(30%)	123	(38%)
異常時のみ記録している	22	(9%)	13	(18%)	35	(11%)
記録していない	128	(51%)	38	(52%)	166	(51%)
合計	251	(100%)	73	(100%)	324	(100%)

(ア)において、「日常点検を実施している」と回答した施設に対し、点検結果の記録について確認したところ、学校以外の施設、学校ともに約半数のA E Dについて点検結果を記録に残していないとの結果であった。

(ウ)点検担当者の配置について

Q & Aによると、A E Dの点検担当者の選任に当たっては、A E Dの使用等に関する講習を受講した者が望ましいとされている。また、A E Dの購入店や製造販売業者と保守契約を結ぶなどして点検担当者の役割を委託しても構わないとされている。

点検担当者に係る書面調査の結果は、表 1 1 及び表 1 2 のとおりである。

表 1 1 点検担当者の配置

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
配置している	277	(99%)	75	(70%)	352	(91%)
配置していない	4	(1%)	32	(30%)	36	(9%)
合計	281	(100%)	107	(100%)	388	(100%)

点検担当者を定めて運用しているA E Dの台数については、学校以外の施設で277台(99%)、学校で75台(70%)であった。

表 1 2 点検担当者の選任状況

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
施設職員(1名)	52	(19%)	52	(69%)	104	(30%)
施設職員(複数名)	207	(75%)	5	(7%)	212	(60%)
業者	18	(6%)	7	(9%)	25	(7%)
その他	0	(0%)	11	(15%)	11	(3%)
合計	277	(100%)	75	(100%)	352	(100%)

点検担当者としては、施設職員が最も多く(学校以外の施設：94%、学校：76%)、業者に委託している例は少数にとどまっている(学校以外の施設：6%、学校：9%)。その他では、学校において体育施設開放の利用団体を点検担当者に選任している例が見られた。

イ A E D 本体及び消耗品の管理の状況について

(ア) A E D 本体の耐用期間の管理

医療機器である A E D については、品質、有効性及び安全性の確保を維持する期間を明確化するために、製造販売会社が定めた耐用期間が設定されている。電子機器等に関する業界団体である一般社団法人電子情報技術産業協会(J E I T A)は、A E D 設置関係者に宛てた平成 2 6 年 7 月 9 日付け通知において、耐用期間を過ぎた A E D はできる限り速やかに更新することを勧めており、機器に添付された文書等に記載されている耐用期間を必ず確認するとともに、これが不明な場合や耐用期間経過時の対応については、製造販売会社又は販売店に問い合わせるよう求めている。

耐用期間の把握に係る書面調査の結果は、表 1 3 のとおりである。

表 1 3 耐用期間の把握

	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
把握している	270	(96%)	107	(100%)	377	(97%)
把握していない	11	(4%)	0	(0%)	11	(3%)
合計	281	(100%)	107	(100%)	388	(100%)

A E D 本体の耐用期間について「把握している」との回答は、学校以外の施設で 9 6 パーセント、学校で 1 0 0 パーセントであった。なお、学校以外の施設で「把握していない」と回答のあった 1 1 台については、全て

がリース契約により調達された機器であり、その後、当該施設管理者により契約相手方への問合せが行われ適切に耐用期間の把握がなされたことを確認した。

また、設置されたAEDに耐用期間の経過したものがないかについて確認したところ、緑区役所区政策課が購入により調達していた機器2台が、耐用期間経過後も約1年4か月にわたり設置された後に撤去されていたことが判明したが、これ以外の機器については全て耐用期間内であることを書面調査により確認した。

(イ) 表示ラベルによる消耗品の管理について

Q & Aによると、AEDの点検担当者は、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換を実施することとされており、AEDの適切な管理等の実施について(厚労省通知)では、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求めている。

表示ラベル等の取付けに係る書面調査の結果は、表14のとおりである。

表14 表示ラベル等の取付け

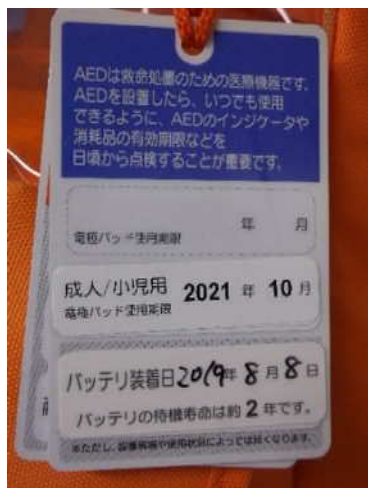
	学校以外の施設		学校		合計	
	台数	(構成比)	台数	(構成比)	台数	(構成比)
取り付けている	227	(81%)	107	(100%)	334	(86%)
取り付けていない	54	(19%)	0	(0%)	54	(14%)
合計	281	(100%)	107	(100%)	388	(100%)

学校以外の施設では227台(81%)、学校では107台(100%)について「取り付けている」との回答があった。

なお、学校以外の施設において表示ラベルを「取り付けていない」と回答のあった54台については、全てがリース契約による調達であることを確認しており、抽出で確認したリースに係る契約書等の中には、契約期間における各消耗品の有効期限超過に伴う交換は賃貸人が対応する旨の規定も見られることから、少なくともこうした条件が付されたAEDに関して

は、消耗品の交換は契約相手方により適切に実施されているものと思料される。

【表示ラベルの例】



田名公民館



峰山霊園

(3) AEDが適切に使用されるための取組

ア 設置及び配置に係る情報提供

(ア) 設置施設表示

AED設置施設であることを示す設置施設表示については、AED設置登録情報の有効活用等について(厚労省通知)において、必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示するなどの取組をすることとされている。

設置施設表示に係る書面調査の結果は、表15のとおりである。

表15 設置施設表示

	学校以外の施設		学校		合計	
	施設数	(構成比)	校数	(構成比)	施設数	(構成比)
表示している	240	(97%)	106	(100%)	346	(98%)
表示していない	8	(3%)	0	(0%)	8	(2%)
合計	248	(100%)	106	(100%)	354	(100%)

学校以外の施設においては、「表示している」と回答した施設が97パーセント、「表示していない」と回答した施設が3パーセントであり、学校においては全校が「表示している」と回答していた。また、学校における設置施設表示の掲出場所は、施設入口(職員玄関、昇降口)のガラス面であった。

実地調査において、設置施設表示を改修工事の際に撤去した後、工事終了後に再表示していなかった事例が見られた(清新小学校及び橋本こどもセンター)。

【設置施設表示の事例】



入口ドア(緑区合同庁舎)



玄関ドア(鳥屋小学校)
(左：誘導案内表示 右：設置施設表示)

(イ) 誘導案内表示

施設内におけるAED配置場所への誘導案内表示については、AED設置登録情報の有効活用等について(厚労省通知)において、必要な時にAED設置場所にたどり着けるよう、AEDの設置場所まで誘導する案内表示を掲出するなどの取組が求められている。また、ガイドラインにおいては、施設案内図へのAED配置図の表示やエレベーター内パネルへのAED配置フロアの明示等によりAED配置場所の周知を行うことが求められている。

誘導案内表示に係る書面調査の結果は、表16のとおりである。

表16 誘導案内表示

	学校以外の施設		学校		合計	
	施設数	(構成比)	校数	(構成比)	施設数	(構成比)
表示している	89	(36%)	18	(17%)	107	(30%)
表示していない	159	(64%)	88	(83%)	247	(70%)
合計	248	(100%)	106	(100%)	354	(100%)

学校以外の施設においては、「表示している」と回答した施設が36パーセント、「表示していない」と回答した施設が64パーセントであり、学校においては、「表示している」と回答した学校が17パーセント、「表示していない」と回答した学校が83パーセントであった。

学校以外の施設において誘導案内表示を掲出していない理由としては、施設の規模が小さく設置場所が分かりやすいこと、AEDの使用が施設職員に限定されていること等を挙げる施設がほとんどであり、多くの施設において、施設の規模や利用者の性質により誘導案内表示の要否判断を行ったものと推察される。

実地調査において、設置フロア以外の階に誘導案内表示が掲出されておらず、他の階からのアクセスが困難と思われるなど誘導案内表示に工夫の余地のある事例が見られた(緑区合同庁舎ほか)。

【誘導案内表示の事例】



施設案内図(峰山霊園)



エレベーター前(消防指令センター)

学校において誘導案内表示を掲出していない理由としては、分かりやすい場所に設置されていること、学校職員や体育施設開放団体等に対して設置場所の周知が行われていることを挙げる回答が多く見られた。

実地調査において、施設内における誘導案内表示を、改修工事の際に撤去した後、工事終了後に再表示していなかった事例が見られた(清新小学校)。

【誘導案内表示の事例】



昇降口付近(北相中学校)



玄関付近(相武台中学校)

(ウ) A E Dマップによる情報提供

ガイドラインでは、地方公共団体は、地域のA E D設置情報を地方公共団体が運営するA E Dマップや日本救急医療財団全国A E Dマップ(以下「財団全国A E Dマップ」という。)に積極的に登録し、住民に情報提供することが望ましいとされている。

相模原市が運営するA E Dマップ(以下「市A E Dマップ」という。)は、市ホームページで確認することができる。市A E Dマップには、市の関連施設にあるA E Dと、A E D登録制度に基づき登録された市内の民間施設等にあるA E Dの設置場所が表示されている。市の関連施設については、毎年度当初に救急課が実施する調査に基づき更新され、民間施設等については登録申請の都度更新されている。

市A E Dマップは救急指令室のシステムと連動しており、救急要請時には通報者等が心停止者に対して行う応急手当等に役立てられている。

財団全国A E Dマップは、一般財団法人日本救急医療財団が運営している厚生労働省の指示に基づく全国版の登録型A E Dマップであり、設置者及び設置管理者からの公開同意を得たA E Dの設置情報を提供している。

市A E Dマップ及び財団全国A E Dマップへの登録状況に係る書面調査の結果は、表17のとおりである。

表17 市A E Dマップ・財団全国A E Dマップへの登録状況

	施設数	(構成比)
市A E Dマップのみ登録	116	(33%)
財団全国A E Dマップのみ登録	0	(0%)
市A E Dマップと財団全国A E Dマップの両方に登録	238	(67%)
登録していない	0	(0%)
合計	354	(100%)

A E Dを設置している市の関連施設の全てが「市A E Dマップのみ登録」か「市A E Dマップと財団全国A E Dマップの両方に登録」を行っていると回答し、このうち、「市A E Dマップと財団全国A E Dマップの両方に登録」と回答した施設は67パーセントであった。

書面調査の結果と市A E Dマップにおける設置施設数及び台数を照合したところ、一部に報告漏れ等が見られたものの、おおむね一致しているこ

とを確認した。

イ 救命講習等に関する状況

(ア) 職員の受講状況の把握について

ガイドラインでは、AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日頃から施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要とされている。

さらに、非医療従事者によるAEDの使用について(厚労省通知)では、心停止者に対するAEDの使用については医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものとした上で、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、AEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件の一つとして、AED使用に必要な講習を使用者が受けることを掲げ、その内容について定めるとともに、おおむね2年の間隔で定期的な再講習を行うよう求めている。

職員の救命講習等の受講状況の把握に係る書面調査の結果は表18のとおりである。

表18 職員の救命講習等の受講状況の把握

	学校以外の施設		学校		合計	
	施設数	(構成比)	校数	(構成比)	施設数	(構成比)
把握している	155	(63%)	89	(84%)	244	(69%)
把握していない	67	(27%)	17	(16%)	84	(24%)
空欄	26	(10%)	0	(0%)	26	(7%)
合計	248	(100%)	106	(100%)	354	(100%)

職員の救命講習等の受講状況を「把握している」と回答した施設は、学校以外の施設で63パーセント、学校では84パーセントであった。

学校以外の施設で「把握していない」と回答した施設では、医療従事者又はそれに準ずる者が常駐する施設のため一般職員の受講状況については把握を要しないとした施設なども見られた。

一方、学校については、毎年、学校保健課から全106校に対し同課が

開催する普通救命講習会の実施案内を発出するとともに、受講希望者の取りまとめを行っており、教育センターでは全ての新採用養護教諭及び受講を希望する養護教諭を対象にAEDの使用を含む救命処置の手法に係る研修を実施していること、また各学校においても個別に研修を実施していることなどから、「把握している」と回答した89校のみならず、「把握していない」と回答した17校についても、心停止者発生の際には適切な対応を行えるものとの認識を示している。

(イ) 市民に対する講習等の実施状況

本市では、「相模原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、応急手当普及啓発活動として市民等を対象に救命講習⁷を実施しているが、その講習内容にAEDの使用方法が含まれている。本市の消防局が取りまとめた「令和元年度応急手当普及啓発実施状況」によれば、市主催、各種団体(市の関連施設も含む)や企業主催、普及員による講習を合わせて、令和元年度には115回の救命講習が実施されている。

また、普及講習の講習時間に満たない講習として、心肺蘇生法及びAEDの取扱いを主な内容とする救急訓練も消防職員により実施されている。

ウ その他の普及啓発活動

AEDの設置を引き続き推進するため、AED登録制度により、民間施設等によるAED設置の更なる促進を図っている。また、消防局では平成17年4月から、公共団体等が行う行事等の際にAEDの貸出しを行っている。

さらに、広報さがみはらへの心肺蘇生法やAED登録制度に係る情報の掲載、さがみはら救急フェアにおけるAEDの展示や取扱い体験コーナーの設置等により、AEDに係る普及啓発や情報提供が行われている。

1.2 監査の結果

今回の行政監査における事務の執行については、監査基準及び令和2年度行政監査(単独実施)実施計画に基づき監査した限りにおいて、次のとおりである。

(1) 検討すべき事項

市の関連施設に設置されたAEDの管理状況について調査したところ、緑区

⁷ ここでは、「相模原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」による応急手当普及員養成講習及び普及講習(上級救命講習、普通救命講習、救命入門コース)の総称。

合同庁舎 1 階及び 5 階に設置された各 1 台の A E D について、本体の耐用期間が平成 3 1 年 3 月 1 3 日までであったにもかかわらず、令和 2 年 7 月までの約 1 年 4 か月の間、設置・運用が継続されていたことを確認した。

2 階ロビーへ新規に 1 台の A E D を設置する予定である令和 3 年 3 月 1 日までの間に当該施設内外で心停止者が発生した場合には、同一棟の相模原北メディカルセンターに設置された A E D を使用できるよう調整したとのことである。

このような代替措置を講じているものの、本来、耐用期間を過ぎた A E D は、速やかに更新すべきものであるため、今後は、このような事態を生ずることのないよう適切に管理を行われたい。

【緑区役所区政策課】

(2) 今回の行政監査におけるその他の事項についてはおおむね良好と認められた。

1 3 意見

(1) A E D 設置施設における A E D 機器の適切な運用について

ア 日常点検について

今回の調査において、本市の A E D 設置施設の一部で日常点検が適切に実施されていない等の事例が見られた。救命救急で使用される際に管理の不備により性能が発揮できない事態は厳に避けなければならない。

近年普及する A E D は、点検担当者が実施する日常点検や消耗品の管理を納入業者が通信によって遠隔から補助するリモート監視機能を備えるなど多機能化が進んでおり、A E D 設置施設においては、改めて A E D の点検担当者の配置や日常点検の在り方について確認を行うとともに、設置機器の仕様に応じた適切かつ効率的な日常点検を検討されたい。

イ A E D の表示について

今回の調査において、特段の理由なく「設置施設表示」、「誘導案内表示」のいずれか、あるいは両方がなかった事例が一部の施設で見られた。

A E D 設置施設においては、A E D の配置場所や表示が適切かどうかを改めて確認するとともに、ガイドライン等を参考として施設利用者にできる限り分かりやすい表示を心掛けるよう努められたい。

ウ A E Dを適切に使用できる体制づくりについて

今回の調査において、所属職員の救命講習等の受講状況を把握しているA E D設置施設は全体の約7割であった。A E D設置施設においては、人事異動等による救命講習等受講者の動向に留意するとともに、いざという時にA E Dを適切に使用できる体制づくりを推進し、施設利用者の安全に資するよう配慮されたい。

(2) A E D設置施設に対する情報提供について

消防局ではA E Dの設置を推進しており、応急手当の普及啓発に関する事務を所管している救急課においては、市の関連施設に設置されたA E Dの配置状況や台数について、毎年5月頃に全庁向けの調査(以下「全庁調査」という。)を実施し、この情報に基づいて市A E Dマップ等の更新を行っている。

全庁調査に係る依頼文では、「電極パッド及びバッテリーの交換時期を確認するなど適正な管理に努めてください」などの一文が添えられ、A E D設置施設に対し機器の管理に関する注意喚起が併せてなされているところであるが、一方で、「A E Dの管理や運用に当たって何を参考にすればよいのか分からない」といった意見も今回の調査で一部の施設関係者から聞かれた。

救急課においては、全庁調査の機会などを捉えて、A E Dの管理等に関する留意点を簡潔にまとめた文書を発出するなど、更なる情報の発信について検討されたい。

A E D 設置施設一覧

	設置施設	所管課
1	望地弁天キャンプ場	観光・シティプロモーション課
2	上大島キャンプ場	観光・シティプロモーション課
3	相模原市立相模川自然の村(相模川清流の里)	観光・シティプロモーション課
4	市民ロビー相模大野	総務法制課
5	けやき会館	総務法制課
6	相模原市職員会館	職員厚生課
7	相模原市役所本館	管財課
8	相模原市役所第1別館	管財課
9	相模原市営斎場	区政推進課 斎場準備室
10	相模原市立市民健康文化センター	市民協働推進課
11	LCA国際小学校北の丘センター	市民協働推進課
12	相模原市立市民・大学交流センター	市民協働推進課
13	相模原市立男女共同参画推進センター	人権・男女共同参画課
14	もみじホール城山(城山文化ホール)	文化振興課
15	相模原市民会館	文化振興課
16	社のホールはしもと	文化振興課
17	おださがプラザ(小田急相模原駅文化交流プラザ)	文化振興課
18	相模原女子大学グリーンホール	文化振興課
19	相模原市立清新デイサービスセンター	高齢・障害者福祉課
20	相模原市立南障害者地域活動支援センター	高齢・障害者福祉課
21	相模原市新磯ふれあいセンター	高齢・障害者福祉課
22	相模原市立東林ふれあいセンター	高齢・障害者福祉課
23	相模原市立老人福祉センター溪松園	高齢・障害者福祉課
24	相模原市立老人福祉センター若竹園	高齢・障害者福祉課
25	シルバー人材センター津久井連絡所	高齢・障害者福祉課
26	高齢者能力活用施設	高齢・障害者福祉課
27	相模原市立あじさい会館	高齢・障害者福祉課
28	相模原市立けやき体育館	高齢・障害者福祉課
29	相模原市立古淵デイサービスセンター	高齢・障害者福祉課
30	相模原市立障害者支援センター松が丘園	高齢・障害者福祉課
31	相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター	高齢・障害者福祉課
32	相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家	高齢・障害者福祉課
33	相模原市立星が丘デイサービスセンター	高齢・障害者福祉課
34	相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター	相模湖保健福祉課
35	相模原市南保健福祉センター	南生活支援課
36	総合保健医療センター	地域保健課
37	相模原市立千木良診療所	医療政策課

	設置施設	所管課
38	相模原看護専門学校	医療政策課
39	相模原市立藤野診療所	医療政策課
40	国民健康保険内郷診療所	医療政策課
41	国民健康保険日連診療所	医療政策課
42	国民健康保険青根診療所	医療政策課
43	相模原市立青野原診療所	医療政策課
44	相模原市衛生研究所	衛生研究所
45	大島こどもセンター	こども・若者支援課
46	城山こどもセンター	こども・若者支援課
47	二本松こどもセンター	こども・若者支援課
48	橋本こどもセンター	こども・若者支援課
49	大野北こどもセンター	こども・若者支援課
50	上溝南こどもセンター	こども・若者支援課
51	向陽こどもセンター	こども・若者支援課
52	清新こどもセンター	こども・若者支援課
53	田名こどもセンター	こども・若者支援課
54	並木こどもセンター	こども・若者支援課
55	富士見こどもセンター	こども・若者支援課
56	星が丘こどもセンター	こども・若者支援課
57	陽光台こどもセンター	こども・若者支援課
58	横山こどもセンター	こども・若者支援課
59	麻溝こどもセンター	こども・若者支援課
60	大沼こどもセンター	こども・若者支援課
61	大野台こどもセンター	こども・若者支援課
62	大野南こどもセンター	こども・若者支援課
63	鹿島台こどもセンター	こども・若者支援課
64	上鶴間こどもセンター	こども・若者支援課
65	相模台こどもセンター	こども・若者支援課
66	相武台こどもセンター	こども・若者支援課
67	鶴園中和田こどもセンター	こども・若者支援課
68	相原児童館	こども・若者支援課
69	作の口児童館	こども・若者支援課
70	宮上児童館	こども・若者支援課
71	青葉児童館	こども・若者支援課
72	あさひ児童館	こども・若者支援課
73	こばと児童館	こども・若者支援課
74	幸町児童館	こども・若者支援課

	設置施設	所管課
75	下九沢児童館	こども・若者支援課
76	嶽之内児童館	こども・若者支援課
77	光が丘児童館	こども・若者支援課
78	弥栄児童館	こども・若者支援課
79	四ツ谷児童館	こども・若者支援課
80	大野台第1児童館	こども・若者支援課
81	大野台第2児童館	こども・若者支援課
82	古淵児童館	こども・若者支援課
83	しんふち児童館	こども・若者支援課
84	相武台第2児童館	こども・若者支援課
85	相武台第3児童館	こども・若者支援課
86	東林間児童館	こども・若者支援課
87	御園児童館	こども・若者支援課
88	南新町児童館	こども・若者支援課
89	谷口児童館	こども・若者支援課
90	相南児童館	こども・若者支援課
91	旭児童クラブ	こども・若者支援課
92	青少年学習センター	青少年学習センター
93	ふじの幼稚園	ふじの幼稚園
94	串川東部保育園	串川東部保育園
95	串川保育園	串川保育園
96	上矢部保育園	上矢部保育園
97	城山西部保育園	城山西部保育園
98	城山中央保育園	城山中央保育園
99	城山幼稚園	城山幼稚園
100	新磯保育園	新磯保育園
101	青野原保育園	青野原保育園
102	千木良保育園	千木良保育園
103	相原保育園	相原保育園
104	相武台保育園	相武台保育園
105	相模原保育園	相模原保育園
106	相模湖こども園	相模湖こども園
107	大沼保育園	大沼保育園
108	大沢保育園	大沢保育園
109	谷口保育園	谷口保育園
110	中野保育園	中野保育園
111	鳥屋児童保育園	鳥屋児童保育園
112	津久井中央保育園	津久井中央保育園

	設置施設	所管課
113	田名保育園	田名保育園
114	東林保育園	東林保育園
115	内郷保育園	内郷保育園
116	南上溝保育園	南上溝保育園
117	日連保育園	日連保育園
118	麻溝台保育園	麻溝台保育園
119	麻溝保育園	麻溝保育園
120	陽光台保育園	陽光台保育園
121	児童相談所	児童相談所総務課
122	陽光園	陽光園
123	相模原市立勤労者総合福祉センター	産業・雇用政策課
124	市立産業会館	産業・雇用政策課
125	鳥居原ふれあいの館	津久井地域経済課(鳥居原ふれあいの館)
126	藤野農村環境改善センター	津久井地域経済課
127	相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはら	水みどり環境課
128	横山公園管理事務所(クラブハウス)	公園課
129	鹿沼公園	公園課
130	小山公園	公園課
131	相模原北公園	公園課
132	相模原麻溝公園	公園課
133	相模台公園	公園課
134	相模大野中央公園	公園課
135	道保川公園	公園課
136	相模原市営峰山霊園管理事務所	公園課
137	相模原麻溝公園ふれあい動物広場	公園課
138	津久井又野公園	津久井地域環境課
139	相模湖林間公園	津久井地域環境課
140	橋本台リサイクルスクエア	資源循環推進課
141	麻溝台リサイクルスクエア	資源循環推進課
142	北清掃工場	北清掃工場
143	津久井クリーンセンター ゴミ搬入受付施設	津久井クリーンセンター
144	橋本駅北口第一自動車駐車場	都市整備課
145	橋本駅北口第二自動車駐車場	都市整備課
146	小田急相模原駅自動車駐車場	都市整備課
147	相模原駅自動車駐車場	都市整備課
148	相模大野駅西側自動車駐車場	都市整備課
149	相模大野立体駐車場	都市整備課
150	深堀ポンプ場	下水道保全課

	設置施設	所管課
151	藤野観光案内所「ふじのね」	緑区役所区政策課
152	相模湖観光案内所	緑区役所区政策課
153	藤野やまなみ温泉	緑区役所区政策課
154	相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯	緑区役所区政策課
155	緑区合同庁舎	緑区役所区政策課
156	城山総合事務所第1別館	城山まちづくりセンター
157	青根地域センター	津久井まちづくりセンター
158	串川ひがし地域センター	津久井まちづくりセンター
159	三井地域センター	津久井まちづくりセンター
160	小網地域センター	津久井まちづくりセンター
161	西青山地域センター	津久井まちづくりセンター
162	青野原出張所	津久井まちづくりセンター
163	鳥屋地域センター	津久井まちづくりセンター
164	津久井総合事務所	津久井まちづくりセンター
165	津久井中央地域センター	津久井まちづくりセンター
166	串川地域センター	津久井まちづくりセンター
167	相模湖総合事務所	相模湖まちづくりセンター
168	小原の郷	相模湖まちづくりセンター
169	篠原の里センター	藤野まちづくりセンター
170	藤野総合事務所	藤野まちづくりセンター
171	和田の里体験センター	藤野まちづくりセンター
172	相模原市南区合同庁舎	南区役所区政策課
173	相模川自然の村野外体験教室	相模川自然の村野外体験教室
174	ふるさと自然体験教室	ふるさと自然体験教室
175	大沼公民館	生涯学習課
176	相模台公民館	生涯学習課
177	相模湖公民館	生涯学習課
178	大野中公民館	生涯学習課
179	大沢公民館	生涯学習課
180	大野台公民館	生涯学習課
181	大野北公民館	生涯学習課
182	中央公民館	生涯学習課
183	津久井中央公民館	生涯学習課
184	田名公民館	生涯学習課
185	東林公民館	生涯学習課
186	藤野中央公民館	生涯学習課
187	麻溝公民館	生涯学習課
188	陽光台公民館	生涯学習課

	設置施設	所管課
189	横山公民館	生涯学習課
190	橋本公民館	生涯学習課
191	光が丘公民館	生涯学習課
192	佐野川公民館	生涯学習課
193	小山公民館	生涯学習課
194	上溝公民館	生涯学習課
195	上鶴間公民館	生涯学習課
196	城山公民館	生涯学習課
197	新磯公民館	生涯学習課
198	星が丘公民館	生涯学習課
199	清新公民館	生涯学習課
200	千木良公民館	生涯学習課
201	相原公民館	生涯学習課
202	相武台公民館	生涯学習課
203	総合学習センター	生涯学習課 生涯学習センター
204	小原宿本陣	文化財保護課
205	史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館	文化財保護課
206	相模原ギオンアリーナ	スポーツ課
207	北総合体育館	スポーツ課
208	相模原市体育館	スポーツ課
209	総合水泳場	スポーツ課
210	銀河アリーナ	スポーツ課
211	サーティーフォー相模原球場	スポーツ課
212	古淵鶴野森公園屋外水泳プール	スポーツ課
213	大野台南テニスコート	スポーツ課
214	相模原ギオンスタジアム	スポーツ課
215	相模原ギオンフィールド	スポーツ課
216	相模原麻溝公園スポーツ広場	スポーツ課
217	相模原ギオンスポーツスクエア	スポーツ課
218	小倉テニスコート	スポーツ課
219	名倉グラウンド	スポーツ課
220	ふじのマレットゴルフ場	スポーツ課
221	図書館	図書館
222	図書館相武台分館	図書館
223	相模大野図書館	相模大野図書館
224	橋本図書館	橋本図書館
225	相模原市立博物館	博物館
226	尾崎弔堂記念館	博物館

	設置施設	所管課
227	吉野宿ふじや	博物館
228	消防指令センター	救急課
229	上溝分署	警備課上溝分署
230	上鶴間分署	南消防署警備課上鶴間分署
231	城山分署	北消防署警備課城山分署
232	新磯分署	南消防署警備課新磯分署
233	青根分署	津久井消防署警備課青根分署
234	相原分署	北消防署警備課相原分署
235	相武台分署	南消防署警備課相武台分署
236	相模原消防署	相模原消防署警備課本署
237	大沼分署	南消防署警備課大沼分署
238	大沢分署	北消防署警備課大沢分署
239	鳥屋出張所	津久井消防署警備課鳥屋出張
240	津久井消防署	津久井消防署警備課本署
241	田名分署	警備課田名分署
242	東林分署	南消防署警備課東林分署
243	藤野分署	津久井消防署警備課藤野分署
244	南消防署	南消防署警備課本署
245	淵野辺分署	警備課淵野辺分署
246	北消防署	北消防署警備課本署
247	麻溝台分署	南消防署警備課麻溝台分署
248	緑が丘分署	警備課緑が丘分署
249	新磯小学校	学校保健課
250	麻溝小学校	学校保健課
251	田名小学校	学校保健課
252	上溝小学校	学校保健課
253	星が丘小学校	学校保健課
254	大沢小学校	学校保健課
255	旭小学校	学校保健課
256	向陽小学校	学校保健課
257	相原小学校	学校保健課
258	大野小学校	学校保健課
259	淵野辺小学校	学校保健課
260	南大野小学校	学校保健課
261	谷口台小学校	学校保健課
262	中央小学校	学校保健課
263	清新小学校	学校保健課
264	相模台小学校	学校保健課

	設置施設	所管課
265	東林小学校	学校保健課
266	相武台小学校	学校保健課
267	光が丘小学校	学校保健課
268	大沼小学校	学校保健課
269	共和小学校	学校保健課
270	桜台小学校	学校保健課
271	上鶴間小学校	学校保健課
272	横山小学校	学校保健課
273	鶴の台小学校	学校保健課
274	鹿島台小学校	学校保健課
275	緑台小学校	学校保健課
276	橋本小学校	学校保健課
277	大野台小学校	学校保健課
278	並木小学校	学校保健課
279	作の口小学校	学校保健課
280	大野北小学校	学校保健課
281	鶴園小学校	学校保健課
282	くぬぎ台小学校	学校保健課
283	双葉小学校	学校保健課
284	陽光台小学校	学校保健課
285	若草小学校	学校保健課
286	上溝南小学校	学校保健課
287	大島小学校	学校保健課
288	二本松小学校	学校保健課
289	田名北小学校	学校保健課
290	弥栄小学校	学校保健課
291	青葉小学校	学校保健課
292	大野台中央小学校	学校保健課
293	宮上小学校	学校保健課
294	九沢小学校	学校保健課
295	谷口小学校	学校保健課
296	淵野辺東小学校	学校保健課
297	若松小学校	学校保健課
298	新宿小学校	学校保健課
299	当麻田小学校	学校保健課
300	もえぎ台小学校	学校保健課
301	夢の丘小学校	学校保健課
302	富士見小学校	学校保健課

	設置施設	所管課
303	小山小学校	学校保健課
304	川尻小学校	学校保健課
305	湘南小学校	学校保健課
306	広陵小学校	学校保健課
307	広田小学校	学校保健課
308	中野小学校	学校保健課
309	津久井中央小学校	学校保健課
310	串川小学校	学校保健課
311	根小屋小学校	学校保健課
312	鳥屋小学校	学校保健課
313	桂北小学校	学校保健課
314	千木良小学校	学校保健課
315	内郷小学校	学校保健課
316	藤野北小学校	学校保健課
317	藤野小学校	学校保健課
318	藤野南小学校	学校保健課
319	青和学園	学校保健課
320	相陽中学校	学校保健課
321	上溝中学校	学校保健課
322	田名中学校	学校保健課
323	大沢中学校	学校保健課
324	旭中学校	学校保健課
325	大野北中学校	学校保健課
326	大野南中学校	学校保健課
327	相模台中学校	学校保健課
328	清新中学校	学校保健課
329	上鶴間中学校	学校保健課
330	麻溝台中学校	学校保健課
331	共和中学校	学校保健課
332	緑が丘中学校	学校保健課
333	大野台中学校	学校保健課
334	相武台中学校	学校保健課
335	谷口中学校	学校保健課
336	中央中学校	学校保健課
337	新町中学校	学校保健課
338	弥栄中学校	学校保健課
339	相原中学校	学校保健課

	設置施設	所管課
340	上溝南中学校	学校保健課
341	小山中学校	学校保健課
342	若草中学校	学校保健課
343	由野台中学校	学校保健課
344	内出中学校	学校保健課
345	鷓野森中学校	学校保健課
346	東林中学校	学校保健課
347	相模丘中学校	学校保健課
348	中沢中学校	学校保健課
349	中野中学校	学校保健課
350	串川中学校	学校保健課
351	鳥屋中学校	学校保健課
352	北相中学校	学校保健課
353	内郷中学校	学校保健課
354	藤野中学校	学校保健課

A E D の設置状況及び管理状況調査

調査票 1

担当名

連絡先

課・機関名：

【 調査票 1 : A E D 本体ごとの調査 】

- 所管する A E D 本体 1 台ごとに、下記の設問にお答えください。
(1 施設に 2 台の A E D が設置してある場合は、回答 (調査票) は 2 枚です。)
- 所管課で把握していない設問は、各施設に確認してご回答ください。
- 設問の最後に * が付してある場合、回答はプルダウンメニューから選択してください。
- 令和 2 年 1 0 月 1 日を基準としてお答えください。
- 回答期限：令和 2 年 1 0 月 3 0 日 (金)

1 A E D の設置等の状況に関すること。

(1) 設置施設名をお答えください。

(2) 設置状況についてお答えください。 *

(3) 設置場所を具体的にお答えください。

(例 : 施設 1 階入口付近、4 階〇〇課事務室入口前 (通路沿い)、1 階受付窓口、職員玄関、施設 3 階エレベータ前、
体育館内アリーナ、体育館入口横の外壁)

(4) 導入方法は、どのようになっていますか。 *

「 その他 」と回答した場合、導入方法を具体的にお答えください。

2 A E D の管理等の状況に関すること。

(1) 本体の点検について伺います。インジケータランプの点滅等を確認し、正常に使えるか点検していますか。点検頻度はどのくらいですか。 *

～ のいずれかを回答した (点検している) 場合、その結果を記録していますか。 *

記録の有無：

また、「 点検していない 」と回答した場合はその理由、「 その他 」を回答した場合は、頻度をお答えください。

点検していないまたは その他（例：異常があった場合には、業者が対応することになっているため点検はしていない。週に2回、10日に1回。）

点検担当者を配置していますか。*

「配置していない」と回答した場合は、その理由をお答えください。

「その他」を回答した場合は、誰を点検担当者として配置しているのかお答えください。

(2) 当該AEDの使用開始日をお答えください。

(日付データで入力：「令和2年4月1日」の時はr2.4.1または2020/4/1と入力してください。)

(3) 消耗品の使用期限、交換時期等が記載されているラベル(シール)またはタグを取り付けていますか。

(4) 直近で交換、または購入した消耗品はありますか。*

「電極パッド」または「バッテリー」のいずれかを回答した場合、交換日または購入日(直近の方)をお答えください。(日付データで入力：「令和2年4月1日」の時はr2.4.1または2020/4/1と入力してください。)

交換日、または購入日
(直近の方いずれかを記入、わからない場合は「不明」と記入)

「ない」、「わからない」のいずれかを回答した場合は、その理由をお答えください。

ないまたは わからない(例：消耗品等の交換は業者が行っているため把握はしていない。交換または購入した消耗品の記録を残していない。)

(5) 本体の耐用期限を把握していますか。*

「把握している」と回答した場合は、耐用期限をお答えください

(日付データで入力：「令和5年3月31日」の時はr5.3.31または2023/3/31と入力してください。)

「把握していない」と回答した場合は、その理由についてお答えください。

(例：ラベルに設置日や購入日の記載がなかった。)

3 この調査における各回答への補足があれば、ご記入ください。

この際、どの設問に対するものか、把握できるようにしてください。

AEDの使用実績や救命講習等に関する状況調査

調査票 2

担当名

連絡先

課・機関名：

【 調査票 2 : AED 設置施設ごとの調査 】

- 所管する施設ごとに、下記の設問にお答えください。
(1 施設に 2 台の AED が設置してある場合でも、回答 (調査票) は 1 枚です。)
- 所管課で把握していない設問は、各施設に確認してご回答ください。
- 設問の最後に * が付してある場合、回答はプルダウンメニューから選択してください。
- 令和 2 年 10 月 1 日を基準としてお答えください。
- 回答期限：令和 2 年 10 月 30 日 (金)

1 AED の設置案内や設置場所の情報発信に関すること。

(1) 設置施設名をお答えください。

(2) AED 設置施設であることの案内表示をしているかお答えください。 *

「 している」と回答した場合、どこに、どのように案内表示をしていますか。
具体的にお答えください。

(例：施設入口玄関のガラス窓に A5 サイズラベルを貼付。)

(3) AED 設置場所の誘導案内の表示等をしているかお答えください。 *

「 している」と回答した場合、どこに、どのように案内をしていますか。
具体的に表示箇所、数までお答えください。

(例：4 階建て施設の各階階段及びエレベーター横の 4 か所に設置場所を示している。)

「 していない」と回答した場合、その理由をお答えください。

(4) 公共施設における AED の設置状況調査 (救急課) への回答や、(一財) 日本救急医療財団 (財団全国 AED マップ) への登録を行っていますか。 *

2 救命講習等に関すること

○ 消防署、診療所を除く各施設について、伺います。

(1) 施設に常勤している職員(会計年度任用職員等含む)のうち、救命講習等を受講した職員について把握していますか。*

「把握している」と回答した場合は、続けてお答えください。

現在、施設に常勤している職員(会計年度任用職員等含む)は何人ですか。

人

現在、施設に常勤している職員(会計年度任用職員等含む)のうち、過去3年間において1回以上、救命講習等を受講している職員は何人ですか。

人

「把握していない」と回答した場合は、理由等をお答えください。

(例：常勤の職員が複数の課・機関に渡ることから集計が困難なため。医師、保健師等が常駐しており把握する必要がないため。)

3 この調査における各回答への補足があれば、ご記入ください。

どの設問に対するものか、把握できるようにしてください。

以上で終了です。ありがとうございました。